

第16回幕別町・忠類村合併協議会議案

日時 平成17年 1月28日（金）午前 9時30分

会場 幕別町民会館 2階講堂

議案の提出について

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

協議第14号 合併の期日について

協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて

協議第44号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成17年1月28日

幕別町・忠類村合併協議会会長 岡田 和夫

協議第11号

特別職の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	12 特別職の身分の取扱い
<p><u>1</u> 1任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする。</p> <p><u>2</u> 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。</p> <p><u>3</u> 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p><u>4</u> 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p><u>5</u> その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。</p>	

協議第14号

合併の期日について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	2 合併の期日
合併の期日は、平成18年 <u>2月6日</u> とする。	

協議第21号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
<p><u>2町村の農業委員会については、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第2項の規定を適用し、新町の農業委員会としてそれぞれ従前のおり存続する。ただし、平成20年7月に執行される農業委員会委員選挙期日までを目途に、統合にむけて両農業委員会において協議し、調整する。</u></p> <p>なお、1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとし、その定数については、新町において調整する。</p>	

協議第36号

住民自治充実のための取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	6 住民自治充実のための取扱い
<p>地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議（仮称）を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。</p>	

協議第37号

一部事務組合等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	13 一部事務組合等の取扱い
<p>1 北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合及び南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>2 南十勝3町村複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加する。</p> <p>3 南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>	

協議第38号

事務組織及び機構の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	15 事務組織及び機構の取扱い
<p data-bbox="240 591 1393 768">新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。</p> <p data-bbox="301 828 874 864">新町における事務組織・機構の整備方針</p> <p data-bbox="248 880 429 911">1 総括方針</p> <p data-bbox="301 925 1393 1005">新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構</p> <p data-bbox="333 1021 967 1057">住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構</p> <p data-bbox="333 1070 1031 1106">住民の声を適正に反映することのできる組織機構</p> <p data-bbox="333 1120 683 1155">簡素で効果的な組織機構</p> <p data-bbox="333 1169 935 1205">新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構</p> <p data-bbox="333 1218 1187 1254">指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構</p> <p data-bbox="333 1267 871 1303">地方分権に柔軟に対応できる組織機構</p> <p data-bbox="333 1317 999 1352">新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構</p> <p data-bbox="248 1359 493 1395">2 個別整備方針</p> <p data-bbox="301 1408 1393 1489">新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効活用する。</p> <p data-bbox="333 1503 1230 1538">幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。</p> <p data-bbox="301 1552 1393 1632">本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。</p> <p data-bbox="301 1646 1393 1823">総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。</p> <p data-bbox="333 1836 979 1872">幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。</p>	

協議第39号

町・字名の区域及び名称等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目		19 町・字名の区域及び名称等の取扱い				
1 幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。						
2 忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編する。						
現 行			合 併 後			備 考
町村名	字の名称	地番	町村名	字の名称	地番	
忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地	
				忠類幸町	番地	
				忠類本町	番地	
				忠類錦町	番地	
				忠類白銀町	番地	
忠類村	字元忠類	番地	幕別町	忠類元忠類	番地	
				忠類幸町	100 + 番地	幸町区に属する区域(18筆)
				忠類本町	番地	本町区に属する区域(93筆)
忠類村	字日和	番地	幕別町	忠類日和	番地	
忠類村	字西当	番地	幕別町	忠類西当	番地	
忠類村	字協徳	番地	幕別町	忠類協徳	番地	
忠類村	字朝日	番地	幕別町	忠類朝日	番地	
忠類村	字公親	番地	幕別町	忠類公親	番地	
忠類村	字共栄	番地	幕別町	忠類共栄	番地	
忠類村	字東宝	番地	幕別町	忠類東宝	番地	
忠類村	字幌内	番地	幕別町	忠類幌内	番地	
忠類村	字明和	番地	幕別町	忠類明和	番地	
忠類村	字新生	番地	幕別町	忠類新生	番地	
忠類村	字中当	番地	幕別町	忠類中当	番地	
忠類村	字古里	番地	幕別町	忠類古里	番地	
忠類村	字晩成	番地	幕別町	忠類晩成	番地	

協議第40号

消防組織の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	21 消防組織の取扱い
<p>1 大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。</p> <p>2 消防団については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。</p> <p>(2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。</p> <p>(3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する。</p>	

協議第41号

環境衛生事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-9 環境衛生事業の取扱い
<p>1 町村営墓地及び火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。</p> <p>3 ごみ分別については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から5年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。</p> <p>5 し尿収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>	

協議第42号

その他福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-13 その他福祉事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2 戦没者追悼式については、幕別町の例により、合併時に統合する。3 福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。5 生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により、合併時に再編する。6 温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。	

協議第43号

その他事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-23 その他事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 行政改革及び行政評価については、新町において速やかに取り組むものとする。2 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 地籍調査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。5 総合計画については、新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。	

協議第44号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	8 議会議員の定数及び任期の取扱い
<p>1 忠類村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>2 合併後最初に行われる一般選挙については、定数を20人として2町村を単位とする選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、幕別町18人、忠類村2人とする。</p>	